

チリ系硝石企業の衰退と外資支配の確立

—1879～1891年—

(1)

岡本 哲史

はじめに

前稿までは、第3～4期頃のタラパカとアントファガスタにおける硝石産業の動向を考察してきた（岡本 [1998, 1999] および未刊行論文「チリ系硝石企業アントファガスタ社—1868～1879年—」）。本稿では、太平洋戦争（1879～81年）から1891年に至る第5期硝石産業の状況を考察してみよう。

ここでの論点は大きく分けて3つである。第1のそれは、戦勝国チリが、ペルー期の国有化政策をどのように戦後処理したか、つまり、チリが硝石産業に対してどのような姿勢を示したのかという国家戦略にかかわる議論、また第2の論点は、チリ系企業の衰退化と外資支配の実態を明らかにすること、そして第3の論点は、岡本 [1998] で提示した疑問、すなわち、なにゆえにチリ系硝石企業は衰退化せざるをえなかったのかという疑問に対する一つの解答を、第5期までの叙述を総括する形で提示することである。

以下のそれぞれの節は、この3つの論点にかかわるものであるが、まず最初に、第5期の全体的な見通しをよくするために、当該期の企業間競争の特徴を整理することから始めよう。

I 第5期企業間競争の特質

技術革新と寡占化の進行

太平洋戦争（1879～1881年）にペルーが破れ、後述するような過程を経て国家独占政策が再び白紙に戻されると、復活した民間企業制のミクロの様相は、少なくとも以下の諸点で、第4期までのそれとは根本的に違っていた。

すなわち、①寡占化の深まり、②外資支配の確立、③産業の個人支配、④生産カルテルの始まり、⑤企業間または企業・政府間コンフリクトの激化、という互いに密接に関連した5つの特徴である。

まず第1の点について述べると、第5期企業間競争の最大の特徴は、第4期までのような牧歌的な自由競争の時代が終焉し、寡占的な蓄積・競争形態が出現してくることである。

寡占化の最初の兆候は、すでに見たように、第4期の硝石不況に芽生えており、この時期に資本力や技術力のない欠陥企業はかなり淘汰された。しかし、第4期には、この不況のすぐ後に、国有化政策というドラスティックな政策が実施されたので、企業間競争のリアルな帰結は、しばらくの間は、国家独占の影に隠れて表に現れなかった。

しかし、第5期になり自由企業制が復活すると、資本主義的な競争原理が一挙に働き出す。その大きな契機となったのは、戦後期に一般化した技術革新の普及とそれによる最低必要資本規模の増大であった。

すでに見たように、カンパベル社が採用したシャンクス法によって生産コストは大幅に低下した。同社は、1878年にアグア・サンタ工場の建設を開始したが、同社の4年後の生産コスト（＝工場段階価格）は1キントル当たり0.6ペソの水準にまで低下、これは、タラパカの他のオフィシーナの平均的なコストよりもだいたい5割の安さだったという⁽¹⁾。

民営化後のタラパカの硝石企業は、1881年頃からの硝石価格の下落や、労働力不足、鉄道運賃の高騰などに直面し始めていたので⁽²⁾、生き残りのためには技術革新による生産性の上昇が不可欠であったが、幸いなことに、シャンクス法は特許取得がなされていなかったため、すぐさまライバル企業はこの技術革新を模倣、生産性の高い工場設備の新設や増設が相次ぎ、1884年頃ま

でに新技術はかなりの普及を見せた。

この結果、タラパカ全体を見ると、1880年代前半に月産能力は3倍に上昇し、生産コストは40%ほど低下、労働者1人あたりの生産性も56%ほどの増大（1881年=40.52→1884年=63.56キントル）を見せ、シャンクス法は明らかにガンボーニ法に続く第2の硝石革命をもたらしたのである⁽³⁾。

ところで、シャンクス法は、すでに見たように、収穫逓増的な技術革新だったので、生産性の上昇には、工場規模の拡大という現象が伴う。

太平洋戦争終結直後の1880年代前半に、まず硝石工場の新・増設が進行し始めたことはすでに述べたが、1887～89年の硝石価格の高騰期になると、これを上回る規模とスピードで最新鋭のオフィシーナの新設ラッシュが生じたため、1880年代末の1工場当たりの平均従業員数はおよそ300にも及ぶようになり、中にはこの倍以上の規模を有する大工場すら現れるようになった⁽⁴⁾。したがって、オフィシーナ当たりの平均投資額も鰻登りに上昇し、1870年代のそれが平均して2万3000ポンド程度の規模だったのに対し、1886年頃のそれは4万ポンド以上にも膨れ上がり、当該期の事業経営に必要な資本規模は著しく高騰するようになった⁽⁵⁾。

いうまでもなく、かかる生産規模の増大と必要最低資本額の上昇は、資本力のある企業のみに入参を許したので、資本間競争の寡占的な性格を強めざるをえない。

労働集約的なパラダス式工場は、すでに第4期までに、かなりマージナルな存在になりつつはあったが、太平洋戦争の直前期には、それでも、生産の26%程度を占めていた⁽⁶⁾。しかし、シャンクス法の普及による必要資本額の増大のために、第5期の硝石産業はもはや小規模生産者の存在を許さず、1886年頃までに、パラダス式工場はほぼ完全に姿を消すこととなった。

また、戦前期のタラパカでは、123社が164のオフィシーナを経営していたが、その6年後には、企業数は30にまで減り、操業中のオフィシーナも42にまで減少している⁽⁷⁾。チリ政府による国有化政策の白紙化は、1887年までに78のオフィシーナを民営化していたので、この頃に稼働中の工場がその半分程度だったという事実は、民営化にもかかわらず大半の工場が生産から脱落し、生産の集中・集積が進んだことを示唆していよう。

実際、30程度の企業が残存したとはいえ、1884年の段階で、生産能力の65%が大手企業6社に集中するような寡占構造がすでに出現していたのであり⁽⁸⁾、当該期の寡占化は、これまでになく激しいものだったのである。

チリ系企業の衰退化と外資支配の確立

また、第2に、A・G・フランクなどの左翼従属論をはじめ、様々な経済学者、歴史家が注目してきたように、かかる寡占的な産業構造が、外資支配の確立という資本国籍上の一大変化として現れたということ。つまり、第5期になると、すでに第4期に衰退化が決定的になっていたタラパカだけでなく、後に詳述するように、アントファガスタやタルタル、アグアス・ブランカスといった地域でもチリ系企業の衰退化が始まり、全ての硝石生産地を通じて、外資系巨大生産者の優位が確定してしまうのである。

1886年の時点でのタラパカの外資支配の状況を見ると、タラパカのオフィシーナ数は全部で45、このうち、オフィシーナの数で言うと全体の51%に当たる23工場がヨーロッパ系企業であり、チリ系企業はわずか2企業、6工場(=全体の13%)しか残存しなかった。これを生産実績で比較してみると、ヨーロッパ系企業は、全体の75%の生産比率をしめたのに対し、チリ系企業はわずか0.7%と、タラパカにおける外資支配の確立はドラスティックであった⁽⁹⁾。

タラパカ以外の地域をも含めた全地域での国籍別の生産比率をみると、1878年には、ペルー資本=58%、チリ資本=19%、イギリス資本=13%の構成比率であったものが、わずか20年足らずの1895年には、イギリス資本=60%、チリ資本=13%、ドイツ資本=8%と、イギリス系資本による圧倒的な優位が第5期までに確立していることが分かる⁽¹⁰⁾。タラパカのイギリス人移民も拡大し、1885年の558人から1895年には1151人へと倍増した⁽¹¹⁾。

先ほど述べた寡占企業6社というのも、実は、①ノース＝ハーベイ社(後述)、②ギブス商会、③ギルデマイスター社、④フォルシュ＝マルティン社、⑤カンパベル社、⑥ジェイムズ＝イングリシ社(後述)という顔ぶれであり、その全てが外資系企業だったのである⁽¹²⁾。

産業の個人支配

また、第3に、以上のような寡占的な外資支配が、産業の個人支配という要素を伴いつつ進行した点も、当該期の大きな特色であった。

この時期の外資支配を際立たせたのは、ギブス商会やカンパベル社、ギルデマイスター社などの伝統的な外資系企業ではなく、第4期の終わりから第5期初頭の硝石産業の混乱期に進出してきたニューカマー、イギリス人硝石王J・T・ノースの存在であった。

ノースは、産業支配の梃子として、ロンドン市場という巨大な資本市場を利用することを思いついた最初の人物であるが、ピントが指摘するように⁽¹³⁾、当該期の外資支配がロンドン市場を経由した株式投資という蓄積手段をフル活用して出現したのであれば、本来ならば、産業の「非人格的な」特徴が株式企業の設立によって強まっても不思議ではなかった。しかし、ノースは、一連の外資系株式企業の役員を兼任し、経営トップとして辣腕を振ったために、逆に、個人支配の色合いが濃厚な産業覇権の構図が強まる逆説が生まれたのである。彼は、この資本力を背景に、当該産業に関連した金融から商業、運輸にわたる関連企業を次々に設立し、「タラパカのノース化 Northización de Tarapacá⁽¹⁴⁾」と称されるような産業覇権の確立に成功するのである。

生産カルテルの始まり

また第4に、寡占支配の強まりとともに、生産カルテルの試みが硝石産業の歴史上はじめて始まったこと。カルテル形成のきっかけになったのは、いうまでもなく硝石価格の低迷による企業収益の悪化であった。

第5期の当初は、太平洋戦争の混乱によって生産が一時停止したため、海外市場では硝石が品薄となり、1881年頃までは比較的好調な市況が続いたが、自由企業制の下で資本間競争が復活しシャックス法の導入が進んでくると、1878年の時点で24万1千キントルであったマキナ式の1工場当たりの平均生産能力は、1884年には66万6千キントルへと3倍近くもの上昇をみせ、これに伴い、硝石輸出量も、図表-1が示すように、1879年から1884年までのわずか5年間に4倍近い伸びを示した(316万→1215万キントル)。

図表—1 第5期の硝石輸出量（1879～1890年）

年	輸出量 (スペインキントル)
1879	3,161,000
1880	4,869,000
1881	7,739,000
1882	10,701,000
1883	12,820,000
1884	12,152,000
1885	9,478,000
1886	9,805,000
1887	15,495,000
1888	16,682,000
1889	20,682,000
1890	23,373,000

出所) Hernández [1930] pp.122, 127.

しかし、硝石需要は、輸出の驚異的な伸びと同じテンポでは増加しなかったため、当然海外では硝石在庫が山のように膨らみ始め⁽¹⁵⁾、1881年以後、硝石価格は再び軟化し、1884年にはかなり危機的な価格水準にまで落ち込んでしまったのである（岡本 [1998] 図表—7 参照）。この結果、硝石企業の収益は価格低落とともに大幅に悪化し、ギブス商会ですら、1883年だけで、2万1千ポンドの損失を被ってしまう⁽¹⁶⁾。

かかる硝石不況を前に、外資系寡占企業は、野放図な資本間競争の危険性を悟り始め、第4期にペルー政府が、国有化政策（＝国家独占）という「究極の独占化」によって達成しようとしたことと同じ課題（「生産削減→価格回復」）を、私的資本の「共謀 collude」の下で成し遂げようと模索を始めるようになる。この結果、実現したのが、チリ史上初のカルテルの形成であった。つまり、後期局面の蓄積体制に作用していたのは、基本的には競争的レギュレーションであったが、資本間競争の部面に限っては、第5期以降、独占的調整が早熟な形で出現し始めていたのである。

生産者カルテルを形成しようという動きは、チリによる硝石政策がまだ固まっていなかった1881年頃から始まっており、同年11月26日、ギルデマイスター社が、硝石利害を代表する同業者組合を結成しようと、タラパカの大手

生産者に呼びかけたのがその最初の試みであったといえる⁽¹⁷⁾。これに応じて、参加者は、経営者の協議機関のメンバーを選出するが⁽¹⁸⁾、当時、この組織は、まだ、計画段階にとどまり、具体的な活動がなされることはなかった。

動きが本格化し始めるのは、硝石不況の影響が深刻化する1884年からである。この年の4月8日、硝石生産者は会合を開き、生産カルテルの形成を決議するが、タラパカの生産者に加え、トコピージャや、アントファガスタ、タルタルの生産者のカルテル参加を待って、同年6月10日、カルテル組織が正式に発足することとなった⁽¹⁹⁾。

生産割当をめぐるのは当初長い話し合いがもたれたが、結局、企業の「理論上の生産能力」を算定し、その数値に基づいて全体的な生産割当を行うことで決着、1884年8月1日より、総生産量を20%削減して1千万キントルとすることが合意された。カルテル執行の際には、全ての生産者が参加しアウトサイダーはおらず、硝石の歴史上初めて、完全な生産者独占が実現した。これが、第1回カルテル (la primera Combinación Salitrera) と呼ばれるものの概要である。

カルテルの崩壊

しかし、第5に、このようなカルテルの一時的な成功にもかかわらず、競争の完全な排除は実現できず、当該期の基調としては、むしろ逆に、企業間競争の激しさが際立ったことも当該期の重要な特質であった。この点をまず、カルテルについて見よう。

1884年8月から実施に移されていったカルテルは、翌85年にはその目標を達成、輸出を1210万から950万ペソに削減することに成功している⁽²⁰⁾。ロンドン市場での硝石価格もこれによく反応し、1884年1月に6シリングだったものが、1885年9月には8シリング8ペンスへと上昇し⁽²¹⁾、1881年以来の価格下落傾向には一定の歯止めがかかった。しかし、1886年になると、カルテル内部の対立が徐々に深刻化してくる。対立の根っこは、いうまでもなく、割当をめぐる対立であった。

ゲーム論を持ち出すまでもなく、もともとカルテルという行為には、疑心暗鬼が伴いやすい。なぜなら、生産割当の決定に際しては、生産能力を高く

申告することで有利な割当をえようとする他のカルテル参加者を牽制しつつ、自らもなるべく有利な割当量を確保する戦略に迫られるし、いったん割当量が決まった後も、自らが感じる協定破りへの誘惑を制御しつつ、同業他社の協定破りに対しては絶えず警戒するという戦略が必要になるからである。

したがって、カルテルが維持されるためには、抜け駆けがなく公正な運営がなされているという心理的な保証がなければならないが、この点において、第1回カルテルは、ギブス商会のごり押しがきっかけになって、大きく揺らぎ始めた。すなわち、ギブス商会は、カルテル組織が1884年11月に申し合わせた「工場の新増設自粛」という方針に反して、2つの自社工場（ラ・パトリアとラ・パルマ）の新増設に踏み切り、その新規割当量を1885年半ば頃、カルテル組織に承認させるという強引な策に出たからである。このような要求が通ったのは、ギブス商会のタラパカにおける生産シェアが当時およそ13%と大きく、ギブス商会を無視してカルテルを維持することはできなかったからであったが、かかる行為は、当然、カルテル参加者に、割当の公正さに関する疑義を生じさせ、様々な不満を噴出させるきっかけとなった⁽²²⁾。

また、後述する硝石王ノースも、カルテルを熱心に支える一方で、1885年には、パートナーシップ形態であった「コロラド硝石会社」を株式会社に組織替えし、さらにその1年後には、新会社「プリミティーバ硝石会社」を設立して処女地の開発に乗り出す姿勢を見せたため、カルテルを遵守していた他のプレーヤーを刺激し、カルテルは一気に崩壊の道を歩みだす⁽²³⁾。

他方、カルテルを取り巻く客観的な情勢においても、①1886年の生産量が前年並みの数字に抑制されにもかかわらず硝石価格の方が伸び悩んだことや、②カルテルによる硝石の高価格がヨーロッパの肥料需要を硫酸アンモニア（ヨーロッパで生産可能な硝石の代替資源）へとシフトする方向に作用した点なども相俟って、カルテルの有効性に対する疑問が噴出、1886年の9月頃には、カルテルの解散論が公然と議論されるようになり、結局、同年12月31日を以て、この第1回カルテルは終了することとなった。

幸いなことに硝石価格自身は、ヨーロッパの甜菜農業における肥料需要が堅調であったために1888～89年にかけて好調な推移を見せ、チリにはつかの間の硝石ブームが到来するが、この過程で再び増産競争が始まり、大手企業

に太刀打ちできない生産者はオフィシーナの売却を余儀なくされ、産業の寡占的な体質と外資支配という特質がよりいっそう強まっていくのであった。

企業間コンフリクトと企業・政府間コンフリクト

また、特筆すべき企業間競争のもう一つの特徴は、この時期、鉄道利権をめぐる問題において最も露骨な形で現れたという点であろう。この場合の対立軸は、産業の独占支配を目指し露骨な競争戦を仕掛けたノース系企業と、これを迎え撃つ非ノース系外資企業の対立であった。

すなわち、硝石王ノースは、第3期にペルー系企業モンテロ兄弟社が有していた硝石鉄道利権を買収し(1886年)、以後、巨大な硝石オフィシーナを所有するだけでなく、タラパカの鉄道独占の確立にも成功するのであるが、ノースはこれを利用してライバル企業を追い落とすアグレッシブな経営戦略を採用したために、カンパベル社などの他社も、ペルー時代に由来するノース系企業の排他的な鉄道敷設権は無効であるとの前提に基づき新線建設を政府に申請、以後鉄道利権を軸に企業間競争が激化していくのである。

この点に関連した重要な出来事は、1880年代初頭の自由化政策によって、外国資本の産業独占という予期せぬ結果を招いてしまったことをチリ政府自身が自覚し、自由主義的な調整原理を一部修正して、ノース系企業の産業独占を規制する方向へと舵を切り始めたことである。これは民族主義的志向性の強かったバルマセダ(Manuel Balmaceda)の在任期(1886~1891年)に顕著となるが、政府は鉄道敷設権の問題を初め、国有硝石オフィシーナの売却問題や第2回カルテルをめぐる問題などでノース系企業と鋭く対立するようになり、企業間競争に加え、企業・政府間コンフリクトが強まった点も、当該期の大きな特徴となった。

しかも、不幸なことにこの時期ちょうどチリ国内では、1830年代以来の政治システムをめぐる、民主化(=大統領権限の制限)を要求する議会派勢力と、強力な大統領制の存在にこだわる与党・行政府との対立がピークに達していた時期だったので、ノースの独占を規制しようという行政府の姿勢は、この政治対立と複雑に絡み合うことで深刻な政治的デッドロックを招き、最終的には1891年内戦という悲劇へと逢着することになるのであった。

II チリ政府の硝石政策

チリの硝石政策

さて、以上の整理が示したように、チリという新たな主権国家の中に編入された第5期の硝石産業は、寡占化を帰結した激しい企業間競争の過程で、チリ系企業を衰退化させ、外資支配という特徴を定着させるようになった。重要なのは、かかるミクロの特性が1880年代の初頭に選択された硝石産業の自由主義的な「戦後処理」と密接な関わりがあったことである。

もちろん、このようなミクロの特性はその全てが経済政策の単純な帰結というわけではない。後の稿で見るように、そこには単なる政策次元の問題を越えてチリの社会経済システム総体の衰退化作用が潜んでいたと考えられるのであるが、しかし、この時の自由主義的な硝石政策に、勃興しつつあったチリ系硝石企業を衰退化させ外資の進出を容易にするような効果があったことは否定しえない事実であった。

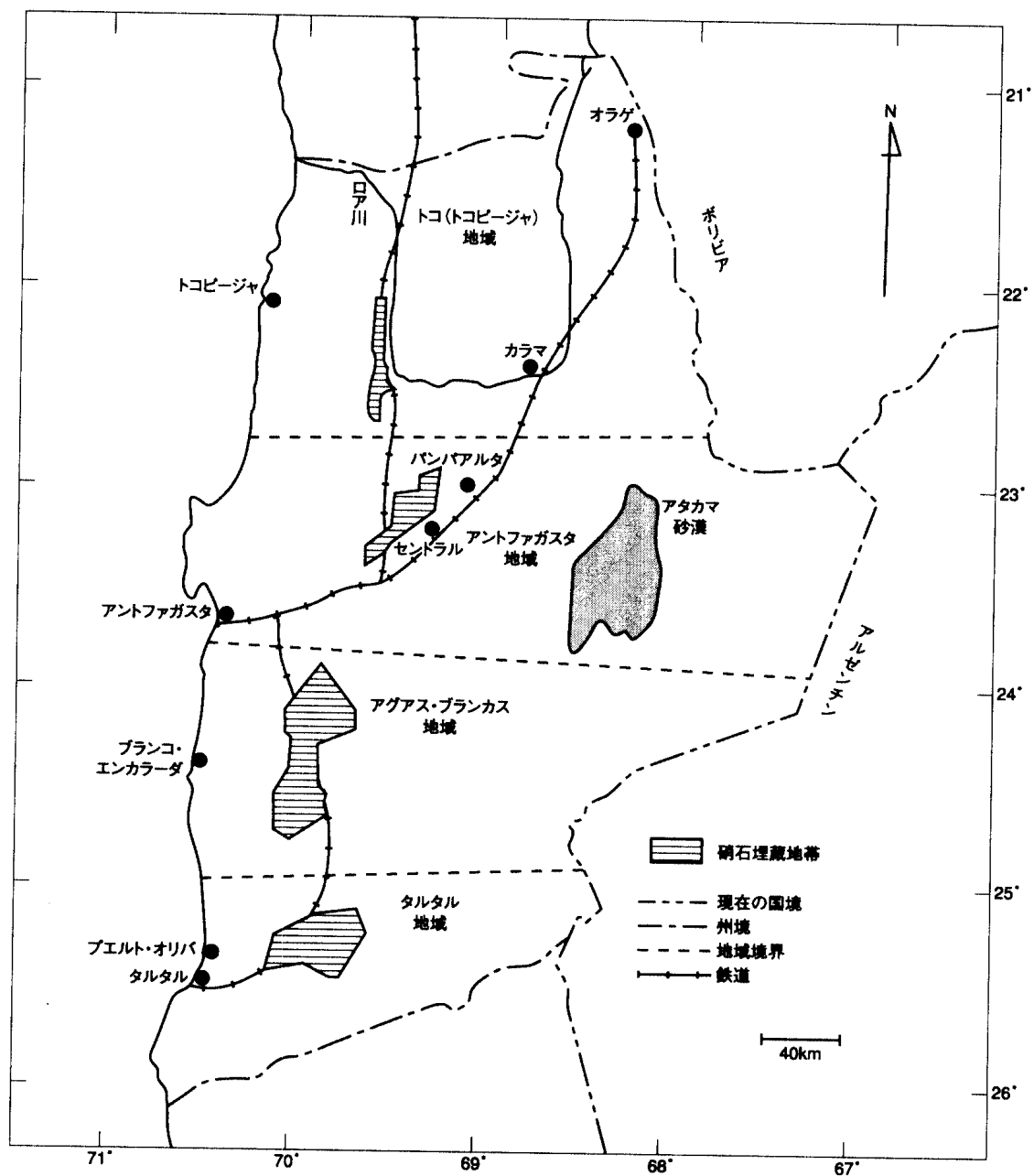
それゆえ、ここではまず、第5期の硝石企業が直面した、チリ政府の硝石政策から確認しておこう。その際、国家がなにゆえに自由主義的な硝石政策の採用を決定したのかという点については、国家の問題を扱う後の稿で検討することとし、ここでは政策の変遷とその中身について概観するにとどめたい。

戦前期の硝石政策

硝石の主要生産地が、ペルー領タラパカとボリビア領アントファガスタにあったことはこれまでの叙述が示すとおりである。しかし、両地域に比べ見劣りはしたものの、南緯24度線以南のチリ領アタカマ砂漠にも硝石埋蔵地は存在しており(図表-2)、チリは、太平洋戦争に勝利する以前にすでに一定の硝石政策と呼びうるものを有していた。

硝石鉱床の存在が広く知られるようになったのは、1870年代初めのことである。まず、1872年半ば頃、アントファガスタ港から南西約90キロの距離に位置し南緯24度線の南側に広範囲に分布していた、アグアス・ブランカスと呼ばれる鉱床が発見される。発見したのは、チリ人鉱山企業家・商人エメテリ

図表一 2 タラパカ以南の硝石埋蔵地



出所) Bermúdez [1984] p.156.

注) 若干, 原図を修正してある。

オ・モレーノ (Emeterio Moreno) であった。アグアス・ブランカスの発見を促した要因には、当時、メルボルン・クラーク社 (=アントファガスタ社) の活動が活発化し、それが多くの野心的なチリ人を刺激したことや、1871年8月の前述した (岡本前掲未刊行論文) ボリビア政府の政令が、メルガレーホ時代のアドフディカシオンやコンセッションを無効にしたことなどの事情があったという。また、1871年、モレーノがアグアス・ブランカスを発見するちょっと前、アグアス・ブランカスよりもずっと南方の、南緯25度線以南に広がる内陸部 (現在の海岸町タルタルから東方約60キロ) にも、タルタルと呼ばれる硝石鉱床が、エミリオ・コンチャ・イ・トーロ (Emilio Concha y Toro) とフアン・フランシスコ・リバス (Juan Francisco Rivas) によって発見された⁽²⁴⁾。

かかる硝石埋蔵地の発見を契機に、チリ領でも、少しずつ、野心的な民族系鉱山家による硝石の開発が進行していくが、重要なのは、その開発が、実は、チリ政府による振興策に支えられていた点である。この点をまず法制度の側面から考察してみよう⁽²⁵⁾。

チリ領における硝石開発に関する法整備は、1872年に公布された2つの政令 (decreto) を嚆矢としており、以後、徐々に、体系化していく。

まず、1874年には、チリ最初の鉱山法 (Código de Minería) が設けられるが、この規定によれば、硝石はレッセフェールな開発が許可される鉱物のカテゴリーには含まれず、未開発の硝石埋蔵地が発見された際には、国家 (ないしは地方政府) がそのたびに法令によって許可を与える方式が適用されることが定められた⁽²⁶⁾。その後も多くの関連法令が制定されていくが、なかでも1877年7月28日に公布された鉱山規則 (Reglamento) は、しばしば「硝石法 Código de Salitre」とも呼ばれ、同地の硝石開発を律する基本法令となった点で重要である。

この鉱山規則によれば、鉱区所有権の面積の基本となる「エスターカス estacas」は、100ヘクタールと定められ、硝石を発見した者は、発見地から半径10キロ以内の地点で3エスターカスまでの鉱区を所有することができた。硝石の鉱区所有権を得たい者は、アタカマの地方政府 (Intendente de provincia) に対し書面で開発許可を申請し、6ヶ月以内に試掘を行うことが義務づ

けられ、この期間が経過し、試掘が規定通り実施されると、地方政府はその後さらに6ヶ月以内に測量を行い、公示によって申請者へ所有権を付与する手続きがとられることになっていた。

また、この鉱山規則には、最低月産100メートル・キンタルのカーリーチェを採掘するか、あるいは、この生産に投じられるのと同額額の資本を、オフィシーナの建設や道路整備、給水施設などに投じる開発申請者の採掘義務規定が盛り込まれており、もし、この開発要件が満たされなければ、コンセッション（開発許可）は、74年鉱山法の規定によって失効するとされていた。

しかし、政府は、交通インフラ不足という難点がこれら地域の開発の障害となっていたことを考慮し、1878～1880年期にさまざまな政令（decreto）を公布することでコンセッションの失効期限を延長、開発者が生産放棄（despueble）という認定を受けて開発権利を喪失することのないよう配慮する姿勢を示した。また、失効期限の延長は鉱山所有権をすでに確立したコンセッションに対してだけ適用されるとこの法令には記されていたが、測量の手続きを完了しておらず、それゆえまだ所有権を確立していないコンセッションに対しても、失効期限の延長は適用可能であると解釈し、法律の運用面でも開発者の便宜を図った。

実際、このような便宜は、もちろん法的な手続きだけにとどまらず、より直接的には、例えば、①政府の指令によってタルタルやブランコ・エンカラダの入り江に町が開かれ、同地に寄港する船会社に補助金が支出されたり、②鉄道敷設を視野に入れた同地の開発可能性を探るために、チリ領アタカマの埋蔵資源に関する科学調査が行われるなどの措置がとられるが、最も重要だったのは、③タラパカの生産者が重い輸出税や国有化政策に苦しんでいたこの時期に、輸出税の免除という重要な恩典が同地生産者に付与された点であった。とりわけ、ピント政権（Aníbal Pinto, 任：1876～1881年）の時代には、ペルーの硝石独占によって商業活動が低迷していたバルパライソに再び活気を取り戻してくれるならば、どのような種類の譲歩をも行うという趣旨の気前の良い約束が公言されたために、チリ人硝石企業家による新たな試掘が大いに刺激されたという⁽²⁷⁾。

要するに70年代不況の渦中で深刻な財政危機に見舞われていたチリ政府は、

自国領土における硝石開発という懐妊期間の長い試みが、将来、チリ経済の苦境を救う救世主となり、ペルーの硝石独占をも阻む切り札になるのではないかと期待したために、民族系企業支援の姿勢をみせていたのである。

〈事例〉 タルタルの開発とD・オリバ

以上のような政府の振興策を追い風に、チリ領アタカマの開発は少しずつ進んでいく。チリ政府の開発促進政策を受けて、当時、積極的にチリ領アタカマの硝石開発に携わったパイオニアの一人が、前稿でもふれた、チリ系硝石企業家D・オリバであった。

1876年に、D・オリバは、同地の探検隊を組織、ラファエル・バサルテ(Rafael Bazarte)とともにアタカマの鉱床を探した結果、タルタルで硝石鉱床を発見し、3つのオフィシーナ(サンタ・カタリーナ Santa Catalina, ラウタロ Lautaro, ベジャビスタ Bella Vista)の所有権を獲得した。オリバは、タルタルのオフィシーナに、近代的設備を導入した最初の人物となったが、タルタルの港としての整備にも着手し、その開発姿勢はかなり野心的であった。当時、純粋なチリ領であったアタカマ地方からの最初の硝石輸出は、このオリバによるものである。硝石の初荷は、「バルパライソ号」に積み込まれ、ハンブルグに向けて出港した。オリバは、給水面での事業も手がけ、彼に続く他の鉱山企業家も、その恩恵に与ったという⁽²⁸⁾。

〈事例〉 アグアス・ブランカスの開発

他方、タルタルに比べて、アグアス・ブランカスの開発は、やや遅れ気味であった。エメテリオ・モレーノは1872年に始まるアグアス・ブランカスの鉱床発見の立て役者であり、チリ政府から54エスターカス(チリ単位)の採掘許可を得たにもかかわらず、1878年まで生産を開始しなかったからである。モレーノは、同年末ようやく事業に着手するが、この時のオフィシーナは、パラダス式であった。このオフィシーナは後に「エスメラルダ」と呼ばれ、マキナ式工場へ改良されることになるが、最初の精製が行われたのは、1879年2月である。これがアグアス・ブランカスの最初の硝石オフィシーナとなった。

図表—3 地域別硝石輸出状況（1880～85年）

年	タラパカ からの輸出量	アントファガスタ からの輸出	トコピージャ からの輸出	タルタルと プエルト・オリバ からの輸出	計
1880	2,528,951 (51.8)	1,189,731 (24.4)	277,754 (5.7)	876,444 (18.0)	4,872,880 (100)
1881	4,613,787 (59.6)	1,498,763 (19.4)	197,228 (2.5)	1,429,798 (18.5)	7,739,576 (100)
1882	8,288,886 (77.6)	1,227,728 (11.5)	232,666 (2.2)	937,005 (8.8)	10,686,285 (100)
1883	10,797,875 (84.2)	1,208,780 (9.4)	273,226 (2.1)	545,783 (4.3)	12,825,664 (100)
1884	10,437,859 (86.1)	812,214 (6.7)	275,191 (2.3)	590,859 (4.9)	12,116,123 (100)
1885	7,788,399 (82.2)	691,016 (7.3)	205,915 (2.2)	793,819 (8.4)	9,479,149 (100)

出所) Cruchaga [1929] p.189. 括弧内の比率（総輸出量に占める各地域の比率）は筆者が追加した。

注）輸出量の単位はキントル，比率は％。アグアス・ブランカスにおける硝石は，アントファガスタ港に運ばれたので，同港からの輸出にはアグアス・ブランカスの生産分が含まれている。また，プエルト・オリバは，タルタル港のすぐ北にある港で，両港ともにタルタルの生産分をあらわす。

また，アグアス・ブランカスに建設された2番目のオフィシーナは，J・G・アレグレ（Julián González Alegre）の「セントラル」工場で，1879年5月頃に最初の生産が行われている。当初は日産10キントルを越えないネグジリブルな生産量であったが，その約8ヶ月後には，同オフィシーナに，蒸気機関が導入され，近代化が図られたという⁽²⁹⁾。

戦前期硝石政策の総括

結局，政府の開発支援策を追い風に，多くのチリ人がこの地域（タルタルとアグアス・ブランカス）での硝石開発に進出し，1878年までに400万ペソの資本がこの地域に投下された。同地域には，鉄道がなく，硝石は荷車を用い何日もかかって輸送しなければならない不便さがあったにもかかわらず，太平洋戦争勃発頃の同地域には，アグアス・ブランカスには7つの，タルタルには20のオフィシーナが建設されたのである。タルタルとアグアス・ブランカスの生産は，1879年の下半期から持続的な形で開始，太平洋戦争が始まった当初，タラパカの生産が落ち込んだのとは対照的に，タルタルとアグアス・ブランカスの生産は伸びた（図表—3）。なかんずく，1880年代初頭にタルタルの生産者が達成した18%という高い輸出シェアは注目に値しよう。したがって，この開発がもしこのまま順調に進んでいけば，第5期以降の同地域の硝石生産は，タラパカに対抗する有力ライバルとして登場する可能性もなか

ったわけではない⁽³⁰⁾。

しかし、第5期の現実はそうはならなかった。その大きな要因の一つは、太平洋戦争勃発以後、上述したようなチリ政府の開発支援策が大きく後退したからである。

アントファガスタ社への課税

太平洋戦争を戦い始めたチリが直面した二つの大きな課題は、①新しい税収をどのように確保するかという点と、②ペルー政府が国有化していた硝石オフィシーナをどう扱うのかという2つの問題であった。まず、最初に取り組まれたのは①である。

チリによる硝石産業への課税政策の確定には、大雑把に言って、3つの大きな山場があった。1つ目はチリによるアントファガスタの占領を契機とするもの、2つ目は、チリによるタラパカ占領直後の時期、3つ目はさまざまな思惑が交差する中で新しい輸出税の原案が打ち出され、1880年10月1日に最終的な税率が確定するに至るまでの時期である。そして、当然、タラパカ占領後の第2、第3の山場には、国有化政策の戦後処理の問題が輸出税の問題と絡んでくる。まず第1の山場から述べよう。

アントファガスタ占領後の短期的な結果は、アントファガスタ社にとってはかなり良好であった。チリ軍が上陸後すぐに同社は生産を再開し、数日後にチリ政府が2000名の人員を増派すると決定した後は会社の信認も上昇、また、戦乱によって硝石価格が高騰したため、1879年には前年を約30万ペソも上回る209万8千ペソの利潤を獲得する⁽³¹⁾。

しかし、皮肉なことに、チリの軍事行動の大義名分は、ボリビア政府による同社への専制的な介入（＝突然の徴税政策）を阻止することにあつたにもかかわらず、1879年2月にチリがアントファガスタを占領すると、同社は今度はチリ政府からの課税圧力に晒されてしまう。

この点に関して想起すべきは、70年代の深刻な国内不況の結果、ペルーだけでなく、チリもまた深刻な財政危機に陥っていたことである。つまり、太平洋戦争直前期（1877年）のチリは、すでに外債の利払いだけで、実に国家支出の3分の1を費消しており、財政は破綻寸前の状況にあつたのである。

したがって、戦争が始まると、チリは戦費調達のための新たな財源を何としてでも確保する必要があったが、軍事行動が成功しアントファガスタ社の権益が確保されると、チリ政府がその代償をアントファガスタ社に対して求めるようになったのはある意味で当然の成り行きであった⁽³²⁾。

チリ議会では、アントファガスタの占領後すぐに同社への課税が議論され始め、1879年6月頃までには、まず下院を舞台に2つの課税案が議論され始める。一つは、同社の利潤に対し10%の課税を行うという政府案(ピント案)であり、この案がかりに実施されるとすれば、1878年の実績でシュミレーションして、同社はおよそ17万ペソの課税支払いを行わなければならなかった。もう一つは、下院議員バロス・ルーコ (R. Barros Luco) が提起したより強硬な課税案であり、100キントル当たり1ペソの輸出税を賦課するという案であった。この場合だと、同社は約50万ペソもの税負担を負わねばならず、政府案の負担に比べて課税負担は3倍にも跳ね上がる計算になった。

このような課税案にアントファガスタ社側は反発したが、当時のチリの国内世論は戦争を契機とした愛国熱に浮かされていた時期であり、同社の利害関係者が愛国主義的な体裁をまとった戦費調達案を議会で正面切って反対するのは、元々アントファガスタ社自体がチリの愛国心を煽ってきた事情もあり、著しく困難であった。

もっとも、同社の株主の内11人が国会議員で2人は現役閣僚であったことから分かるように、同社の政治力も決して微弱なものではなかったもので、表立たないさまざまなルートを通じて議会に働きかけ、結局、法外な輸出税を要求していたバロス・ルーコ法案の阻止には成功する。しかし、同社への課税方針そのものの撤回には力及ばず、1879年9月11日、100キロ当たり0.4ペソ(1ペソ=38ペンス)の輸出税を課す法案が可決成立することとなった。これが、チリによる硝石産業への最初の徴税となった⁽³³⁾。

重要なのは、この時、同時に、アグアス・ブランカスやタルタル地域への課税方針も打ち出されたことである。すなわち、1879年9月11日法の第2条には、同地域は当面の間免税措置を継続するが、それは同法公布から数えて2年後の1881年9月までであることが明記され、それまで同地域が享受してきた免税特権も、このままいけば2年後には消失することになり、前期局面

に見られた同地の開発振興策が大きく方向転換する兆しを見せ始めたのである⁽³⁴⁾。しかも、硝石産業への課税問題は、これが最終的な決着ではなかった。チリの軍事行動がエスカレートしていくにつれ、その課税政策は再度練り直され、第2、第3の山場を迎えていくのである。

タラパカの占領政策

第2の山場は、チリの軍事行動がボリビア領アントファガスタからペルー領タラパカの侵略へと突き進み、同地をチリの占領下に陥れた1879年11月頃から始まる。

太平洋戦争が始まった当初、タラパカの最大の生産者であったがペルー政府は、生産活動を優先するか軍事活動を優先するかというジレンマに直面していたが、軍事的劣勢が明らかになるにつれ、後者の目的が優先、あらゆる資源を戦争のために動員する手段がとられた。このため、まず国営オフィシナーナの全てが79年8月に閉鎖、9月にはエル・ポルベニールだけが操業し、10月には、ソルフェリーノ、エスメラルダ、アンヘラ、ウアスカル、カミーニャ、アグア・サンタ工場が操業したが、11月には全ての工場が操業を停止、なかには、工場責任者が工場を放棄して避難するようなケースすら見られるようになった⁽³⁵⁾。

また、ペルーの軍事的敗北が濃厚になると、ペルー軍は既存の硝石生産設備を破壊した上で敗走し、他方のチリ軍も、砲撃によってピサグアの港湾施設の大部分を破壊、焼失させたため、占領直後のタラパカは、硝石生産はもとより経済活動一般が麻痺状態にあったのである。しかも、太平洋戦争が開始されると、チリ人硝石労働者がタラパカから追放されたが、後にチリの勝利が濃厚になると、今度はペルー人労働者が逃亡して身を隠したために、生産を開始しようにもタラパカでは労働力自体が払底してしまっていた。したがって、タラパカ占領直後のチリは、生産の正常化と戦費調達という二つの課題に取り組みねばならなかったのである。

しかし、戦費調達に関して言うと、アントファガスタ社への輸出税賦課などとは違い、この問題はすんなりとは行かない複雑な事情があった。なぜなら、タラパカの主要生産者はヨーロッパ系企業であり、輸出税の問題は、そ

もそも、ペルー政府による国有化政策をどのように処理するのかという、戦後処理の問題と不可分だったからである。

占領直後のチリがまず手がけたことは、タラパカの外国人コミュニティーを不安に陥れず、彼らの協力を取り付けることで、経済活動の早期正常化を図ることであった。

1879年11月24日、イキークを占領した翌日、戦争大臣ラファエル・ソトマヨール (Rafael Sotomayor) は、チリ政府は所有権を尊重するので安心して生産を続けるよう、硝石生産者に呼びかける。また、イギリス海軍で勤務したこともある海軍将校のパトリシオ・リンチ (Patricio Lynch) をタラパカの政務長官 (jefe político) に任命する人事を行い、同地の外国人企業家の不安の払拭に努めた。さらに、占領後のタラパカの行政に関しても、有力な外国人企業家からなる市会 (junta municipal, city council) を組織して行政を委任し、治安維持の役割も、短期間ではあるが外国人ボランティアの消防団によって担われるなど、さまざまな側面において外国人コミュニティーの自治を尊重する政策が採用される。

外資系企業への課税問題

しかし、占領下タラパカにおける両者の協調関係は、決して、バラ色一色に推移したわけではない。実際には、1879年末、チリがタラパカの硝石生産者に対する徴税方針を打ち出すと、大きな修羅場を迎えざるをえなかった⁽³⁶⁾。

すなわち、当時、まだペルーとの戦争を終結していなかったチリは、引き続き戦費調達を急ぐ必要に迫られていたので、1879年12月26日、タラパカから輸出されるあらゆる硝石に対し、100キロ当たり約3.26ペソ(1キントル=1.5ペソ)の輸出税を徴収する軍政令 (bando) を公布するが、この政策にギブス商会やギルデマイスター社などの外資系生産者が猛反発、以後、彼らとチリ政府との協調関係に深刻な亀裂が生じたのである。

外資系企業は、この税率がペルー政府の税率よりも高い点を批判、ヨーロッパでの現時点での硝石価格の高騰は一時的なものものにすぎず、輸出が再開されればすぐに急落するだろうから、かかる高率輸出税を負担することは

できないとして、税率を100キロあたり約2.17ペソ（1キントル＝1ペソ）にまで下げない限りチリ政府に対して硝石を引き渡すことは拒否するという姿勢を示した。この頃が輸出税制度確定への第2の山場であったといつてよい。

タラパカの硝石生産者は、当時、戦乱による工場破壊等で生産活動は麻痺していたものの、それ以前の生産分としておよそ80万キントルの硝石在庫を有しており、政府はそこから上がる当面の輸出税収入を期待していたのであるが、外資系企業が上述のように輸出引き渡しを拒否したため、1880年1月頃の船積み量はわずか1千キントルの水準にとどまり、チリ政府は戦費確保の前に立ち足る外資系企業の抵抗に頭を抱えざるをえなかった。

かかる事態に直面した蔵相のアウグスト・マッテ（Augusto Matte）は、上記輸出税の賦課を取りやめ、生産者がペルー政府と交わっていた契約通りの条件で硝石をチリ政府に差し出すよう政策を変更、一定の懐柔策を打ち出す。この指示に従い、現地では、1880年2月23日、上の趣旨を盛り込んだ軍政令を公布し輸出税の徴収を図るが、ヨーロッパ系大手生産者はこの命令をも無視し硝石の引き渡しに応じなかった。

外資系企業が、なにゆえこれほどまでに頑強な態度をとり続けていたのかを理解するためには、当時まだ戦争は終結していなかったという特殊な事情を想起する必要がある。すなわち、1879年12月6日、ペルー政府は、請負生産者に対して「もしチリ政府に対して硝石を引き渡すものがあれば硝石価格の10倍の罰金を科す」という趣旨の政令（decreto）を出しており、チリに協力する生産者にはペルーのゲリラ部隊が工場を破壊するという噂も飛び交っていたので、太平洋戦争の帰趨が完全には定まっていなかったこの現段階で、チリの命令に従うことにはリスクが随伴していたのである。

しかし、チリ政府の側も、戦争を完遂するために戦費調達を行わねばならないというせっぱ詰まった事情を抱えていたため、かかる外資系企業の抵抗には断固たる態度で臨まざるをえず、1880年2月28日、タラパカ硝石会社（＝ギブス商会）の硝石在庫の接收を実施、同時に、ギルデマイスター社とカンパベル社の接收にも踏み切った。

しかし、これは、結果的には、逆効果であった。すなわち、ヨーロッパ系生産者はこの強硬策に強く反発、それぞれの国の領事に相談しつつ外交ルー

トを用いて抗議活動を強めると同時に、工場のロックアウトなどで対抗する姿勢を示し、外資系生産者とチリ政府との溝がよりいっそう深まってしまったからである。

なかでもギブス商会の抗議は執拗なものであり、1880年3月、まずイギリス大使を通じて、チリに外交的な圧力をかけ始める。しかし、チリ政府の側も強硬な姿勢を崩さず、接収した硝石の売却に踏み切った。この時点ではまだ国有化工場をどう処理するのかという明確な方針は決定されていなかったもので、チリはこの時期、ペルー時代の生産請負契約をそのまま引き継ぐ形で硝石の売却を行ったのである。その後も数度にわたってイギリス大使の公式の抗議があったが、チリの外務大臣アムナテギ (Miguel Amunátegui) はこれを拒否、タラパカの硝石資源を接収する権利がチリ政府にあることを主張し続けた。

しかし、この頃から、ギブス商会は、チリがもしペルー政府の生産請負契約に責任を持つというのなら、硝石証券の債務についても責任を持つべきであり、硝石証券の償還期限は過ぎているのでこれら証券はいまや硝石資産に対する抵当証書である、したがってこの債務をチリ政府が負わない以上、チリに硝石資源を接収する権利はない、という主張を展開し始め、他のオフィシーナの旧所有者達も、未償還の硝石証券をチリの公債に切り替えることを要求し始める。また、こうした要求に加え、硝石とは直接に関係のない巨額の未払いペルー公債所持者達もまた、タラパカの硝石オフィシーナはペルーの国有財産なのでこれは未払い公債の抵当である、という主張を展開し始めたため、チリ政府の側もようやく、タラパカの硝石利権が単にペルーとチリという2国間で決着しうる類の問題ではないこと、すなわち、ヨーロッパ諸国の利権が複雑に絡み合うやっかいな問題であることに気づき始めるのである。

戦後処理の検討

かかる多方面からのクレームに直面したチリは、戦後処理の問題に関して何らかの方向性を示すことで、早期に外資系企業との関係を正常化する必要があると判断、ピント大統領は1880年初めに硝石諮問委員会 (Comisión Con-

図表—4 チリ政府の下での硝石輸出税率の変遷

1879年以前	……無税
1879年9月	……0.4ペソ（アントファガスタ社への課税）
12月	……3.26ペソ*（タラパカの生産者に対する軍政令）
	……2.17ペソ*（タラパカの外資系企業が要求した水準）
1880年6月	……2.2ペソ（第1次硝石委員会の答申）
10月	……1.6ペソ（一律輸出税制度の確定）
1881年9月	……タルタル、アグアス・ブランカへの免税猶予期限。しかし、暫時税率半減措置
1882**年6月	……タルタルの減免措置終了
1883**年6月	……アグアス・ブランカの減免措置終了

出所) 筆者作成。

注) 100キロ当たりの輸出税率。ただし、*印のものは元々キントル当たりの税率だったものを、1キントル=46キロとして100キロ当たりの税率に修正してある。また、**印の西暦年に関しては依拠する文献によって1~2年の異説があるが、ここではHernández [1930]の叙述を採用した。ちなみに、チリの輸出税率に関しては、欧米系の文献の中に、スペインキントル(46キロ)とメートルキントル(100キロ)とを混同し、新税率が増税なのか減税なのかを見誤っているものがあるが、これはチリ経済史研究がまだまだ発展途上であることの証であろう。

sultiva del Salitre, いわゆる、第1次硝石委員会)を設置し、硝石問題の処理のあり方を検討し始める。その結果、数ヶ月にわたる審議の後、同委員会は同年6月8日、一つの答申を出した。

そこに盛り込まれた内容は、①ペルーの国家独占政策は廃止するのが望ましいということと、②輸出税の形態は、全国土一律に100キロあたり2.2ペソの課税を行うのが望ましい、という2つの政策提言であった。この時期から最終的な税率が決定するまでの時期が、輸出税に関する第3の山場だったといえる。

国有化をめぐる戦後処理の最終的な確定までにはさらに時間がかかったが、課税政策は、所有権問題よりも一足早く、この答申を受ける形で1880年10月1日法が成立し決着が付いた。すなわち、第1次硝石委員会の答申に比べ税率こそ若干下げたものの、100キロあたり1.6ペソ（1ペソ=28ペンス）の輸出税を全国土の硝石企業に対して一律に課す、いわゆる一律輸出税制度が導入され、後期局面の課税政策の基本枠組みが、ここにおいて確立することになったのである⁽³⁷⁾（図表—4を参照）。

一律輸出税の問題点

もっとも、この一律輸出税は、南部硝石地帯（＝アントファガスタ、タルタル、アグアス・ブランカス）の生産者にとっては、大きな災厄の始まりであったといえる。

なぜなら、まず第1に、100キロあたり1.6ペソという税率は、タラパカ占領以前に決定されていた1879年9月の税率（100キロあたり0.4ペソ）に比べ、名目タームでは4倍もの引き上げであったし、この間に進んだ為替レートの下落を考慮した実質タームで見ても約3倍の負担増を意味していたからである（ $0.4\text{ペソ}=15.2\text{ペンス}\rightarrow 1.6\text{ペソ}=44.8\text{ペンス}$ ）⁽³⁸⁾。

また第2に、これ以後、南部硝石地域は、北部地域（タラパカ）と全く同率の輸出税を負担することとなったが、後述するような両地域の交通インフラの発展度や鉱石の品位を考えると、一律輸出税制度の導入が、1の問題とも相俟って、南部地域の衰退化をもたらすであろうことは明らかであったからである。

もちろん、一律輸出税法案に関しては、南部地域の硝石生産者から強い反対があり、満場一致の合意ではなかった。そのあたりの事情については後の稿で再論するが、しかし、タラパカの生産者に焦点を当ててみる限り、この一律輸出税は、かなり満足のいく内容であったといえる。なぜなら、この税率をタラパカ占領直後（1879年12月）に構想された輸出税率（100キロ当たり約3.26ペソ）と比べてみると、その削減幅は半分程度で、タラパカの外資系企業が是正を求めていた要求水準（100キロ当たり約2.17ペソ）をも大きく下回っていたからである⁽³⁹⁾。

この頃からタラパカの外資系生産者の疑念は薄れてきた。しかも、チリの軍事的勝利の可能性が高まるにつれ、ペルーによる報復の心配もなくなったので、1880年末から少しずつ生産も再開、タラパカの状況は次第に正常化し、もとの落ち着きを取り戻していった⁽⁴⁰⁾。

国有化政策の白紙化

他方、タラパカ占領後のチリが、輸出税の賦課（＝戦費調達）、という問題と並んで解決しなければならなかったもう一つの問題は、戦前期に実施され

たペルー政府の収用政策をどう処理するのかという問題であった。これは、チリが直面した最大の難問であったといってもよい。

論理的に言って、チリの取りうる道は基本的に3つであった。すなわち、ペルーの収用政策を、①そのまま継承するか、②白紙に戻すか、③これらの中間的な解決を採用するか、の3つの選択肢である。これまで何度も指摘してきたように、チリが選択したのは、②、すなわち、国有化された工場資産を再び民間企業に返還し、国家介入を最小限のものにするという自由放任的な戦後処理の選択である。

なにゆえに、チリ国家がかかる「衰退的な政策」を選択したのは、重要な論点であるが、ここではその簡単な経緯と中身だけを整理しておこう。

硝石の国家独占は廃止すべし、という方向性は、一律税の導入を勧告した第1次硝石委員会の答申（1880年6月8日）においても打ち出されていたが、1881年4月9日に設置された第2次硝石委員会においてもほぼ同様な答申が出される。政府は、これに基づき、1881年6月11日に硝石工場の返還に関する新たな政令（decreto）を公布するが、この政令こそ、硝石産業のその後を方向付け、その意味で後期局面のチリ経済の進化経路を決定づけた、まさに歴史的な法令であったといってもよい。

この政令の条文自体はわずか数行のもので、そこに書かれていたのは、①ペルー政府によって国有化されたオフィシーナは、当該硝石証券の少なくとも4分の3をチリ国庫に預託し残りの4分の1を現金で納付する者へ、第三者の権利を侵さない限りにおいて「暫定的に *provisoriamente*」返還し、②納付した現金は残余の証券が提出された際に返還する、という簡単な内容であった。

また、硝石証券は戦時中に広く分散していたため、所有権の請求に必要な4分の3の証券の確保が難しかったので、この点が考慮され、1881年9月6日、返還条件をさらに緩和する第2の政令が公布⁽⁴¹⁾、国庫に預託すべき硝石証券は全証券の5割でよいこととなった。さらに、翌1882年3月28日の政令では、前年の政令で「暫定的返還」となっていた規定を改め、最終的な所有権としてこれを認知、この日までに新しい所有者が見つからなかった全ての硝石オフィシーナは競売にかけられることとなり、その支払い手段として硝

石証券が使えることなどが定められた。

以上、1881～1882年期に相次いで制定されたこれら3つの政令を経て、ペルーの国有化政策を白紙化するという戦後処理の枠組みが最終確定するに至るのである⁽⁴²⁾。

図表—5 硝石の地域別生産コスト (1879～80年頃)

地 域	カーリーチェの硝石含有品位	生産コスト (1キントル当たり)
タラパカ	45%	1.25～1.45ペソ
アントファガスタ	28%	1.7 ～1.9 ペソ
アグアス・ブランカス	35%	2.0 ～2.2 ペソ
タルタル	40%	2.3 ～2.6 ペソ

出所) Bermúdez [1984] pp.153-154.

注) 1ペソ=44シリング。

III チリ系硝石企業の衰退化

タルタルとアグアス・ブランカスの衰退

以上のような自由放任的な硝石政策を念頭においた上で、チリ系企業の衰退化の実態を明らかにしてみよう。

タラパカのチリ系企業が一足早く、第4期の硝石不況と国有化の過程で衰退化したことはすでに確認した。第5期に衰退化を遂げるのは、南部硝石地帯、すなわち、アントファガスタ、タルタル、アグアス・ブランカスのチリ系硝石企業である。まず最初に、タルタルとアグアス・ブランカスのチリ系企業に焦点を当ててみよう。

最初に確認すべきは、チリ領タルタルやアグアス・ブランカスでの硝石開発は、タラパカに比べてはもちろんのこと、ボリビア領アントファガスタと比べても、格段にその条件が悪かったという事情である。

例えば、海岸部から遠く離れ、砂漠の中に孤立して存在するその立地条件。アグアス・ブランカスの場合、距離的にはブランコ・エンカラダの港を利用した方が近かったものの、そこに至る輸送路が開かれなかったため、結局、同地の生産者は遠く120キロも離れたアントファガスタまで荷車を使って硝石を輸送する不便を強いられていたし(前掲図表—2参照)、オフィシーナと

は別の場所から水を調達する必要があったなど、インフラ不足の問題が開発の足を引っ張っていたことは明らかであった。また、鉱床の質も悪かったので、図表—5が示すように、同地の生産コストはタラパカに比べ2倍程度高くつくというハンディを有していたし、小規模な企業が大半だったので⁽⁴³⁾、スケールメリットが生かされる余地もあまりなかったのである。

それゆえ、かかる劣等条件を抱えていた同地の生産者は、前期局面のような免税措置があって初めて、タラパカの硝石生産と競争しえたのであって、もともと「ペルー政府の収用政策→硝石価格の上昇」という僥倖を背景にして進んだ同地域の開発には、市場が安値で安定してしまうと、競争力を失い、生産活動が停止してしまう脆さがあったのである。したがって、1881年9月から実施されることになっていた一律輸出税は、同地の生産者にとってはまさにその命脈を断ち切る大打撃とならざるをえず、前掲図表—3が示すように、タルタルは1882年には輸出量をドラスティックに減らし、輸出シェアも4%台へと激減させてしまうのである。また、1881~82年にかけては、輸出量の減少にもかかわらず、支払った輸出税額は逆に2倍以上もの増加を示したことが分かっており(20万5620ペソ→50万2263ペソ⁽⁴⁴⁾)、一律輸出税が及ぼした衰退化効果ははっきりと現れた。実際、輸出税の導入以後、両地域では生産停止に追い込まれるオフィシーナが続出、このあおりを受け硝石労働者相手の商店なども倒産して町にはホームレスが溢れかえり、1881年後半には、街頭を占拠した失業者によって地方政府や以前の雇用主らへの抗議活動が行なわれるなど、不穏な事態が出現してしまう。

もっとも、同地の企業家はこの状況を前に全くなすすべがなかったというわけではない。かかる深刻な社会経済情勢はサンチャゴでもすぐに知られる所となったが、一律輸出税法案の通過後も、南部硝石生産者の努力が政府・議会に継続して陳情活動を行いその惨状を訴え続けた結果、以下のような救済策を引き出すことには成功する。すなわち、アグアス・ブランカスは、1881年12月29日成立の法律によって、タルタルの場合、1882年1月14日成立の法律によって、輸出税率を5割だけ削減する措置が認められたのである⁽⁴⁵⁾。

しかし、政府から引き出したこの譲歩も、同地の産業を保護するという観点から言えば極めて不十分なものでしかなく、タルタルは1882年6月30日ま

での、アグアス・ブランカスは1883年6月30日までという非常に短い期間に限られた減免措置にすぎなかった。したがって、このわずかな期間に、鉄道開通などのインフラ整備を行うことはどだい無理な話しであり、この譲歩も、結局、当該地域の振興には役立たず、衰退化に歯止めをかける手だてとはなりえなかった。このため、同地域の衰退化は1883年頃からの硝石価格の下落を機に一気に加速していく。

1880年代後半になって大量の外資が流入してくると、同地域の硝石産業もある程度までは競争力を回復してくるが、チリ系企業に着目すると、この時期までにアグアス・ブランカスの民族系企業はほぼ壊滅状態となり、タルタルの場合も、21あったオフィシーナのうち、海岸部とを結ぶ鉄道が開通する1889年までに生き残っていたのはわずか2つだけという惨状を呈することとなった⁽⁴⁶⁾。

アントファガスタ社の衰退化

他方、第4期まで力強い発展を遂げてきたチリ系硝石企業アントファガスタ社も、第5期にはタルタルやアグアス・ブランカスと同様、そのダイナミズムを喪失してしまう。

想起すべきは、この地域もまたタラパカに比べると生産性がもともと低かったことである。その大きな原因は、カリーチェの純度の低さにあった（前掲図表一5）。そのため同社が、精製した硝石ではなくカリーチェを鉄道輸送して精製しなければならない不利を抱え、タラパカよりも54%程度のコスト高を強いられていたことについてはすでに前稿で確認した通りである。したがって、かかる相対的悪条件をかかえるアントファガスタ社が、タラパカと同率の輸出税を負担し、地位間競争に勝利する可能性は極めて低く、しかも、1880年10月1日の一律輸出税の税率自体(100キロ当たり1.6ペソ)、79年9月に導入された輸出税率(100キロ当たり0.4ペソ)に比べ一挙に4倍もの増税だったことの意味は大きい。

ゆえに、アントファガスタ社の命運は、まさに硝石価格の動向にかかっていたといってもよいのであって、硝石価格が採算ラインを大きく上回れば、タラパカの企業と共存できたが、低下すれば、巨額の損失を発生するか、タラ

図表—6 アントファガスタ社の経営指標 (1872~1888年)

年	硝石価格	払込資本金 (ペソ)	純利益 (ペソ)
1872	15.00	2,050,000	7,770**
1873	2.01*	2,050,000	102,050.73
1874	1.69*	2,050,000	118,638.61
1875	1.87*	2,225,000	216,642.09
1876	2.30*	3,300,000	254,116.58
1877	2.57*	3,300,000	52,430**
1878	2.90*	3,300,000	1,776,634.00
1879	3.57*	5,000,000	2,098,130.43
1880	15.50	5,000,000	1,776,634.00
1881	14.33	5,000,000	917,284.00
1882	13.25	5,000,000	65,124.00
1883	12.00	5,000,000	-148,625.00
1884	10.00	5,000,000	84,404.00
1885	9.38	5,000,000	537,569.00
1886	10.25	5,000,000	599,341.00
1887	9.50	2,000,000	203,007.00
1888	9.50	2,000,000	462,128.00

出所) 1873-79年の数字は Bravo [1990] pp.188, 241, 305, 353 から, 1872, 1880-88年の数字は O'Brien [1980] pp.10-11. ただし, 1877年の純利益の数字と, 全ての年次の払込資本の数字は O'Brien [1980] p.11 のもの。

注) *の価格はバルパライソにおける1キンタル当たりのペソ価格。それ以外は, ロンドンにおけるトン当たりのポンド価格。また, **を付している1872年と1877年の純利益の数字は, それぞれ8ヶ月, 6ヶ月間の数字であり, 年間の利潤額とは異なる。

パカの硝石企業よりも早く生産から脱落せざるをえない脆弱な運命を抱えていたのである。そして, このような経営基盤の潜在的な脆さは, タラパカの復興 (=硝石輸出量の激増) のために, 1881年以後, 硝石価格が軟化し始めると, 現実のものとなってしまふ。

前掲図表—3を見よう。アントファガスタからの輸出量は1881年をピークに, 以後年々輸出量, 輸出シェアともに減少しており, 1885年にはいずれの数字も81年の半分以下の水準 (69万キンタル, 7.3%) にまで落ち込んでいることが分かる。重要なのは, かかる輸出の低迷が, 同社の収益性を大きく低下させてしまったことであって, その一端は, 図表—6からうかがわれる。

この数字が示すように、同社は1880年には177万ペソもの利潤を生み出していたが、硝石価格の低下とともに業績を悪化させ、翌81年には48%もの減益(利潤=約91万ペソ)、さらに82年には90%以上ものドラスティックな減益(利潤=約6万5千ペソ)となり、1883年にはとうとう15万ペソ近い損失を計上してしまう。しかも、注意すべきは、同社の収益源には、硝石生産とは別に鉄道部門の運賃収入もあったことであり、硝石部門だけの収支でみると、この年には、およそ33万4千ペソもの赤字を計上していたのであって、硝石事業の落ち込みは深刻であった。この結果、同社の株価も額面の52%程度にまで下落し、経営は危機的様相を強めざるをえなかった⁽⁴⁷⁾。

ギブス商会とアントファガスタ社との決別

また、この時期の出来事として特筆すべきは、ギブス商会が1883年にその持ち株を全て売却し、長年にわたるチリ=イギリスという合弁形態が解消されたことである。その簡単な経緯はこうである。

ギブス商会はもともと、タラパカ硝石会社とアントファガスタ社という異なった場所の異なった2企業に同時にコミットしていたので、タラパカ vs アントファガスタという地域間競争が激化してくる第4期以降、どちらの利害を重視するのかというジレンマに直面せざるをえなかった。この問題が表面化し始めたのは、ギブス商会がペルー政府にオフィシーナを売却した1876年頃からである。

ギブス商会が国有化に応じたのは、すでにみたように、タラパカの硝石産業から手を引くためではなく、有利な生産請負契約を締結したまま生産を継続でき、ペルー政府から委託販売の独占権を付与される(1876~78年)など、国有化政策から大きな利益を引き出しえたからであった。そのため、国有化政策の受け入れを機に、ギブス商会は、タラパカの硝石事業を重視し始め、「国家統制による生産削減→価格引き上げ」というペルー政府の考えに同調するようになるが、ペルー政府はこの際、アントファガスタ社の株主でもあったギブス商会に対し、アントファガスタ社が減産の方向で協調できないかと非公式な打診を行うのである。

この打診を受け、ギブス商会はアントファガスタ社の首脳陣に減産の提案

を持ちかけるが、A・エドワーズらのチリ人株主はタラパカの国有化を千載一遇のビジネスチャンスと考えていたので、この申し入れには乗れず、タラパカの生産削減を尻目に増産を図ることで「漁夫の利」を得たことはすでに前稿（岡本前掲未刊行論文）で見たとおりである。この頃から、タラパカの硝石利害に深くかかわるギブス商会と、そうでないエドワーズ一族との間でアントファガスタ社の経営方針をめぐる対立が表面化し始めるが、1879年以後、アントファガスタ社が輸出税賦課に苦しみ始めると、ギブス商会は同社の将来を見限り、タラパカの事業を重視する方向へと大きくシフトしていく。

その現れが、ギブス商会によるアントファガスタ社株の放出であった。すなわち、同商会は、1879～80年の間に持ち株数を2000株から696株へと減らしていたが、1881年にロンドンの親会社が硝石に関する投資は全てタラパカでなすべきという経営方針を決定するに及び、1883年には全ての株式を売却、長年の合弁形態に終止符が打たれたのである⁽⁴⁸⁾。

新しい事業戦略の模索

以上のようなさまざまな苦境を克服するために、同社の経営陣は新たな経営戦略の練り直しを迫られるが、この過程で打ち出された一つの結論が、鉄道部門を増強しこれを主軸に生き残りを図るという戦略であった。そして、その切り札として考えられたのが、同社の鉄道をボリビア領まで延伸するプロジェクトであった。

1883年、同社はまず、チリ政府に対して、新たなチリ・ボリビア間の国境線にあるオラゲまでの鉄道敷設権の認可を申請、この際役に立ったのが、同社の持つ政治資源であった⁽⁴⁹⁾。それはつまりこうである。

すなわち、同社は、以前のコンセッションに基づき、すでに、1882年にはセントラル（アントファガスタから131キロ）まで、1883年にはパンパ・アルタ（後のユニオン。アントファガスタから150キロ）まで鉄道を延伸済みであったが、オラゲまでの延伸は、パンパ・アルタからさらに291キロもの距離があったので、これにはかなりの投資が必要であった。それゆえ、アントファガスタ社は、政府に対して、①延伸のために投資した資本に対する年6%の利子保証、②排他的な鉄道敷設権の承認、③必要資材の無税輸入、④鉱物輸

出に対する輸出税の免除、を求め、1884年1月17日、鉄道建設のための政府資金援助と、その排他的な敷設権の付与という恩典を、その政治力によって勝ち取ったのである。同社は、その約一年後に、かつてのライバル企業家 M・コンチャ・イ・トーロのウアンチャカ社 (Cía. Huanchaca) とのパートナーシップ協定を締結し(1885年5月)、鉄道延伸の責任を両者が分かち合う形で鉄道事業に着手、1886年にはカラマ (アントファガスタから238キロ) までの、その翌年1887年にはオラゲ (同435キロ) までの開通に成功するのである (前掲図表—2 参照)。アントファガスタ社が始めたこの鉄道事業こそ、今日まで存続しているチリ=ボリビア鉄道の前身であった点は記憶にとどめておいてよい⁽⁵⁰⁾。

アントファガスタ社の終焉

ところで、誤解を避けるために言えば、アントファガスタ社にしても、タルタル、アグアス・ブランカスのチリ系生産者にしても、その衰退は、「直線的な」ものではなく、硝石価格の高騰に支えられて、一時的に、経営状況が改善する局面もあったことは指摘しておく必要がある⁽⁵¹⁾。

実際、アントファガスタ社の事例でいうと、硝石価格の上昇局面では、再び硝石への関心を強め、鉄道業から硝石業へと経営の軸心をシフトするという経営戦略がとられた。その契機となったのが、1884年から始まる生産者カルテルである。すでにみたようなカルテルの成功によって硝石価格が再び堅調な値動きを見せると、同社の財務状態はかなり改善し、1886年には60万ペソ程度の黒字を確保、この結果、生産設備の増設など硝石部門のテコ入れを行い、1887年には、同社の鉄道利権をウアンチャカ社に売却し、再び硝石への回帰を強めていった⁽⁵²⁾。しかし、アントファガスタ社の硝石事業がもはや往時のような勢いを失ったことは事実であり、黒字幅にしても、前掲図表—6を見る限り、1878~81年の水準を回復しえていないことが確認できよう。

アントファガスタ社自体の存在は、1925年に、米系企業ラウタロ硝石会社に身売りするまで存続しているが、鉄道事業への転換を模索し始めた第5期以後の衰退化は否定しがたく、同社はこれ以降、カルテルの結成による価格上昇と、その崩壊による価格下落というサイクルに合わせて業績を上下させ

るだけの受動的な役回りに終始し、かつてのように、硝石輸出動向をリーディングしていくようなダイナミズムは喪失するのである⁽⁵³⁾（前掲図表—3）。

アントファガスタ社の衰退化は、チリ経済のミクロの特性を考える上で極めて重要な出来事であったといつてよい。つまり、ここにおいてチリ系企業は、タラパカだけでなく、アグアス・ブランカス、タルタル、アントファガスタという全ての地域においてその衰退化が決定づけられてしまったからである。つまり、第3期以来見られたチリ系硝石企業・企業家のダイナミズムは、第5期を境にして、ついにその最後の火を消したといえるのである（次稿へ続く）。

付記：

①注と参考文献は、次稿で一括して掲示する。

②本稿は、チリの硝石産業に関する連作の一つであり、時系列的には、未刊行論文「チリ系硝石企業アントファガスタ社—1868～1879年」よりも後の時代を取り扱ったものである。発表の順序としては、すでに完成している未刊行論文を先にした方が望ましかったが、諸般の事情から本稿を先に発表することになった。本稿の叙述中に、すでにアントファガスタ社に関する分析を終えたものとして表現している箇所があるのはそのためである。